

議案第 4 4 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり広域連合規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口変動に伴い、算定基準に基づく同連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたことから、同連合規約を変更することについて、関係市町と協議を行うため。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年２月１９日愛媛県指令１８市第１２８３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（広域連合の議会の組織） 第７条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>２５人</u>とする。 ２ （略）	（広域連合の議会の組織） 第７条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>２６人</u>とする。 ２ （略）

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

